

〔 4 〕 公害関係申請・苦情

4-1 指定事業所

神奈川県生活環境の保全等に関する条例は、平成9年10月17日に公布、平成10年4月1日から施行され、公害を生じさせるおそれがある作業（指定作業）を行う工場・事業所を指定事業所と規定し、その新設や施設等の変更に際しては、事前に県知事の許可を受けることとしています。また、条例施行後10年余りが経過したことから事業者の自主的な環境保全の取組みの一層の促進、県民・事業者の環境保全に係る相互理解の促進等のため、平成23年7月に条例が改正され、平成24年10月から施行されています。

指定事業所に関する申請及び届出状況（平成30年度受付分）

申請または届出の種類	根拠条文	受付件数
指定事業所の設置許可	3条1項	0
指定事業所の設置工事完了の届出	7条	0
指定事業所に係る事項の変更の許可等	8条1項～3項	0
指定事業所に係る事項の変更の届出	10条	0
地位の継承の届出	11条3項	0
指定事業所の廃止等の届出	12条	0
既に設置している指定事業所の届出（現況届）	15条2項	0
環境管理事業所の認定	18条1項	0
環境配慮推進事業所の登録	19条の2 1項	0
環境管理理事業所に係る事項の変更の届出等	21条1、2項	0
化学物質の自主的な管理の状況の報告等	42条の3 1、2項	2
周辺環境配慮計画書	99条2、4項	0
周辺環境配慮報告書	100条	0
周辺環境配慮報告書の変更届	101条	0
指 定 事 業 所 数 （ 平 成 3 1 年 3 月 3 1 日 現 在 ）		27

4-2 苦情件数

平成30年度に町へ寄せられた公害苦情件数は20件でした。主な発生原因は大気汚染（野焼き）被害によるもので約半数を占めています。苦情のなかには、近隣から発生する音や臭いに対して苦情を申し立てするなど、個人の感覚によるものも多く含まれており、法律や条例で規制することが難しいため、問題が長期化する傾向にあります。

区分 年度	大 気	水 質	騒 音	振 動	悪 臭	そ の 他	計
平成18年度	10	3	10	0	6	0	29
平成19年度	10	2	7	0	3	0	22
平成20年度	9	1	2	1	0	0	13
平成21年度	5	0	2	0	1	0	8
平成22年度	8	0	5	0	1	0	14
平成23年度	8	0	2	0	4	0	14
平成24年度	16	1	7	0	6	1	31
平成25年度	10	1	5	1	9	0	26
平成26年度	12	2	7	1	2	0	24
平成27年度	2	1	9	0	4	0	16
平成28年度	7	0	6	2	0	0	15
平成29年度	4	0	4	0	2	0	10
平成30年度	9	0	3	1	7	0	20

※平成24年度のその他は光害。

公害苦情理由

大 気・・・野焼きによる煙・ばいじん等
 水 質・・・河川の汚濁・魚類のへい死等
 騒 音・・・事業所作業・建築工事・犬の鳴き声等
 振 動・・・建築工事・工業・事業所・道路等
 悪 臭・・・事業所作業・浄化槽の臭い等
 その他・・・光害等

廃棄物の野焼き（野外焼却）は法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2）で原則禁止されています。悪臭や煙による近隣とのトラブルだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質発生による健康への影響が問題となっているため行わないでください。